

- (二) 第四十七条の規定による被保険者を使用する事業主に対する被保険者の異動等の報告の命令又は事業所への立入り及び関係人への質問若しくは物件の検査の実施
- 八 日雇労働者健康保険法施行規則(昭和二十八年厚生省令第六十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十一条の規定による健康保険印紙購入通帳の交付若しくは再交付又は返納される健康保険印紙購入通帳の受理
- (二) 第二十二条第三項の規定による健康保険印紙の買戻を申し出しができる事由に該当することについての確認
- (三) 第二十三条の規定による消印をする場合に使用する印章の印影の届出の受理
- 九 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(この号の八から三までに掲げるものについては、老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金に係るもの除く。)
- (一) 第十条第一項の規定による被保険者の資格を喪失することの承認
- (二) 第十二条第三項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項

(三) 第十三条第一項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

四 第九十二条の規定による保険料の納付を要しないものとすることの決定

- (五) 第九十二条第三項の規定による保険料の追納の承認
- (六) 第九十三条第二項の規定による国民年金印紙による保険料の前納の検認
- (七) 第九十四条第一項の規定による保険料の届書等の受理
- (八) 第百五条第一項又は第二項の規定による届書等の受理
- (九) 第百六条第一項の規定による被保険者に対する国民年金手帳の提出の命令又は被保険者等に関する処分に関する質問の実施
- (十) 第百七条の規定による受給権者に対するその者の身分関係等に係る事項に関する物件の提出の命令若しくはこれらの事項に関する質問の実施又は障害年金の受給権者等に対する医師等の診断を受けることの命令若しくはこれらの者の廃疾の状態の診断の実施
- (十一) 第百八条の規定による受給権者等の資産等の状況等について郵便局等に対する書類の閲覧等の請求又は銀行等に対する報告の請求
- (十二) 附則第八条の規定による被用者年金各法に定める組合その他の管掌機関に対する資料の提供の請求

専 決 事 項	地方 長機 計量 所長 計量 法(昭和二十六年法律第二百七号)に基づく知事の 権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一)	第三十一条の規定による計量器の修理の事業の登録
(二)	第三十四条第二項の規定による工場又は事業場を設 けないで行う計量器の修理の事業の届出
(三)	第三十六条において準用する第十八条(第五十二条 において準用する場合を含む。)の規定による登録証 の交付
四	第三十六条において準用する第二十三条(第五十二 条及び第一百三十一条において準用する場合を含む。) の規定による変更の届出の受理

別表第四

地方機関の長の個別専決事項

- 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条の規定により知事が行なうものとされた国民年金法に基づく事務のうち次に掲げるもの（老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金に係るもの）を除く。）

(一) 第十六条の規定による給付を受ける権利の裁定

(二) 第三十四条の規定による廃疾の程度の診査又は障害年金の額の改定

(五) 第三十六条において準用する第二十四条(第五十二条)及び第一百三十一条において準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出の受理

(六) 第三十六条において準用する第二十五条（第五十二条）及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付

(七) 第四十七条の規定による計量器の販売等の事業の登録又は届出の受理の規定による登録証の再交付

(イ) 第ハ十七条第三号の規定による評議會の構成の每の場所の承認

(二) 第百二十九条の規定による計量証明の事業の登録

登録証の交付

(三) 第二百十八條の規定により知事の権限に属するもの

とされた事務のうち次に掲げるもの

四 定 第百七十九条の規定による計量器の指定の申請事

項に係る変更の届出の受理

の取消し、

食糧管理法施行規則に基く知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十二条の規定による小売販売業者甲又は卸販売業者の業者登録
- (二) 第二十三条の規定による小売販売業者甲登録票又は卸販売業者登録票の交付
- (三) 第三十二条の二の規定による小売販売業者丙の業者登録又は小売販売業者丙登録票の交付
- (四) 第三十五条の規定によるとう精業者の登録又はとう精業者登録票の交付
- (五) 第三十五条の二第二項の規定による販売業者又はとう精業者の登録票に記載された営業所若しくは工場の所在地の変更の承認
- (六) 第三十五条の四の規定による米飯提供業者の登録又は米飯提供業者登録票の交付
- (七) 第三十五条の五第一項の規定による米飯提供業者の登録の更新
- (八) 第三十五条の五第三項において準用する第三十五条の四第四項の規定による米飯提供業者登録票の交付
- 二 大豆なたね交付金暫定措置法施行令（昭和三十六年政令第四百十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条第四項の規定による大豆なたね集荷の業務を行なう者の登録
- 三 大豆なたね交付金暫定措置法施行令（昭和三十六年政令第四百十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

証の交付

- (一) 第十一条の規定による登録集荷業者の登録の取消し
- (二) 第十三条の規定による登録集荷業者の業務の廃止又は登録集荷業者の死亡若しくは解散の届出の受理
- 四 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条の規定による木材業者又は製材業者の登録又はその更新の登録
- 五 森林法第三十九条の三の規定による保安林の適正な管理
- 六 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条の規定による甲種狩猟免状、乙種狩猟免状若しくは丙種狩猟免状又は狩猟免状を受けたことを表示する記章の交付（県内に住所を有する者に係る免許に限る。）
- (二) 第十二条第二項の規定による学術研究又は有害鳥獸駆除その他特別の事由による場合の鳥獸の捕獲若しくは鳥類の卵の採取の許可証の交付
- (三) 第十三条の規定による捕獲した鳥獸の飼養許可証の発行
- 七 鳥取県県行造林実施要綱（昭和二十三年十一月鳥取県告示第五百九十七号）第五条の規定による県行造林事業に係る地上権の設定
- 八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第

一項の規定による農地又は採草放牧地について所有権を移転し若しくは地上権等による権利、賃借権若しくはその他使用及び収益を目的とする権利を設定し又は移転する場合の許可

九 昭和二十八年十二月十日二八地局第四千七百八十九号

(農地等の競売の処理方法について)に基づく農地又は採草放牧地の競売人の買受適格証明

十 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八十九条の二第九項において準用する第五十五条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託

(二) 第百四十四条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続

十一 土地改良登記令(昭和二十六年政令第百四十六号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十三条の二の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託

(二) 第三十三条の三の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託

(三) 第五十四条の規定による国営土地改良事業によりやり渡すべき土地を造成する目的をもつて埋立て又は干

拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託

十二 県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行なう国営土地改良事業の施行により農用地の保全又は利用上必要な土地、建物、立木その他土地に定着する物件について所有権等による権利又は使用及び収益を目的とする権利を有する者との買取又は補償に係る契約の締結

一 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)に基づく事務の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の二の規定による動力漁船の建造、船舶の動力漁船への改造又は船舶の動力漁船への転用の許可

(二) 第五条第二項の規定による動力漁船の建造等の許可の有効期間の延長

(三) 第七条の二の規定による動力漁船がしゆん工した場合等の認定

四 第九条の規定による漁船の登録

(五) 第十一条の規定による漁船の登録をした場合の登録票の交付又は登録票の亡失等による登録票の再交付

(六) 第十一条の二の規定による漁船及び登録票の検認

(七) 第十四条の規定による漁船の登録の変更の登録

(八) 第十八条の規定による漁船の登録の謄本の交付

二 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令(昭和二十八年政令第二百五十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条の規定による船舶の船舶番号の決定及び船舶所有者に対する船籍票の交付
- (二) 第五条の規定による船籍票の書替え、他の都道府県の区域内へ船籍港を変更する申請があつた場合の当該他の都道府県への当該申請書の交付又は船籍港の変更に係る船舶番号の決定若しくは船舶所有者に対する船籍票の交付
- (三) 第七条の規定による船籍票の再交付
- (四) 第七条の二の規定による船籍票の検認
- (五) 第八条の三の規定による船籍簿の謄本又は抄本の交付
- (六) 第八条の四の規定による臨時航行の許可
- (七) 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第一項の規定による漁業の許可（小型機船底びき網漁業の東部海域以外の海域の全部又は一部を操業区域とする他県からの入漁許可のほか定数漁業及び新たに着業する漁業の許可を除く。）
- (八) 鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条の規定による漁業の許可（定数漁業及び新たに着業する漁業の許可を除く。）
- (二) 第十二条の規定による漁業の許可の内容の変更の許可
- (三) 第十五条の規定による許可証の書換交付及び再交付
- (四) 第十八条の規定による起業の認可の変更の許可
- (五) 第十九条第一項の規定による起業の認可に基づく商業の許可
- (六) 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条の規定による停けい泊をする舟舟に対する移動の命令
- (二) 第六条第二項の規定による停けい泊禁止区域内の停けい泊の許可
- (三) 第七条の規定による危険物等を積載した舟舟の停けい泊場所の指示又は危険物等の荷役の許可
- (四) 第八条の規定による漁港の区域内における漂流物等の除去の命令
- (五) 第十条の規定による陸揚又は船積を行なう場所等の指示又は指定区域内の甲種漁港施設利用の許可
- (六) 鳥取県水産製品検査条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条の規定による水産製品の検査又は当該検査をしたことを示す証票又は証印の添付
- (二) 第七条の規定による水産製品の検査実施場所の指示
- (三) 第十二条の規定による証印の有効期間の決定

土木出
張所長

一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下土木出張所長の項において「請負対象設計金額」という。請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の設計金額）が百万円以上の土木工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成

二 一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結する營繕工事（特殊な技術を必要とする營繕工事を除く。）のうち請負対象設計金額が百万円未満のものに係る請負契約書の作成

四 第四十三条の二（第二百二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納される自動車検査証の受理、自動車登録番号標の領置、返納を受けた自動車検査証若しくは領置した自動車番号標の返付又は自動車番号標の封印の取り付

五 第九十二条の規定による自動車運送取扱事業の休止、廃止等の届出の受理

六 第九十九条の規定による自家用貨物自動車の使用等の届出の受理

七 第百一条の規定による自家用自動車の有償の運送又は貸渡の許可

八 第百二条の規定による自家用自動車の使用の制限若しくは禁止又は自動車検査証の返納若しくは自動車登録番号標の領置の命令

九 第百二十六条の規定による道路運送事業者等に対する道路運送に関する報告の徴取、立入り検査、質問又是調査

別表第五 その他の機関の長の個別専決事項	専決事項	陸運事務所長
一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二百二十二条の規定により知事の権限に属するものとされた事務のうち次に掲げるもの		
(一) 第十八条第一項又は第三項の規定による事業計画の変更の認可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項第六号に掲げるもの及び専用自動車道に関するものを除く。）又は事業計画の変更の届出の受理（専用自動車道に関するものを除く。）の許可		
(二) 第三十七条第一項の規定による事業用自動車の貸渡しの許可		
(三) 第四十一条第一項の規定による事業の休止の許可		

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二百五十二条の規定により知事の権限に属するものとされた事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による自動車の登録

(二) 第十二条の規定による自動車登録原簿の記載事項に係る変更登録の申請の受理

(三) 第十三条の規定による登録自動車の所有者の変更に

係る移転登録の申請の受理

(四) 第十四条の規定による登録自動車の使用の区域の変更に係る登録換の申請の受理及び当該登録換に係る通知又は通報

(五) 第十五条の規定による登録自動車が滅失した場合等におけるまつ消登録の申請の受理、まつ消登録の申請の催告又は職権によるまつ消登録

(六) 第十六条の規定による登録自動車を運行の用に供することをやめた場合におけるまつ消登録の申請の受理

(七) 第十七条の規定による登録の検認及び検認票の交付

(八) 第二十二条の規定による新規登録用謄本の交付又は新規登録用謄本以外の登録原簿の謄本若しくは抄本の交付若しくは閲覧の請求の受理

(九) 第三十二条の規定による車台番号若しくは原動機の型式の打刻若しくはその打刻の塗まつ又はそれらの命令

令

(十) 第三十四条の規定による臨時運行の許可

(十一) 第四十三条の規定による自動車の保安上の技術基準についての制限の附加

(十二) 第五十四条の規定による自動車の整備の命令、使用の停止又は使用の方法若しくは経路の制限

(十三) 第五十八条の規定による自動車の検査

(十四) 第六十条の規定による自動車検査証の交付及び二輪の小型自動車の車両番号の指定

(十五) 第六十一条第二項の規定による自動車検査証の有効期間の短縮

(十六) 第六十二条第一項の規定による自動車の継続検査の有効期間を伸長する旨の公示

(十七) 第六十三条第三項の規定による自動車の臨時検査の実施

(十八) 第六十四条第一項の規定による自動車の分解整備検査の実施

(十九) 第六十五条第三項の規定による自動車の実地審査の委嘱

(二十) 第六十六条第二項の規定による検査標章の交付

(二十一) 第六十七条の規定による自動車検査証の記載事項の変更に係る事項の記入又は検査を受けることの命令

(二十二) 第六十八条の規定による自動車の使用の区域の変更に係る自動車検査証の書換

(二十三) 第六十九条の規定による自動車検査証の返納の命令

(二十四) 第七十条の規定による自動車検査証又は検査標章の再交付

(二十五) 第九十七条の三第一項の規定による軽自動車の使用の届出の受理及び車両番号の指定

(二十六) 自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)第五条の規定による自動車の抵当権の登録

四 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた第五条の規定による登録証書の交付

五 運輸大臣又は陸運局長に提出すべき申請書、届出書等の経由書類の進達又は届出

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】